

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

砂原北大桑線	路線名
加須市阿佐間字芝六二番一地 先から同市北大桑字宮下六〇 二番八地先まで	供用開始の区間
令和二年三月二十日	供用開始の期日
令和二年三月十七日付け行田県土整備 事務所長告示第五号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長三六八・四六メートル	備考